

第1号保険料の軽減措置等について

	(頁)
1. 臨時特例交付金の交付要綱の骨格(案).....	1
2. 特例交付金関係今後のスケジュール(案).....	2
3. 保険料の算定方法等について(案).....	3
4. 市町村における基金の設置等について(案).....	14
5. 介護保険条例準則(案)の変更点について(案)..	17
(参考)	
第1号保険料を施行後半年間徴収しないことについて ..	21

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

平成11年11月29日

厚生省老人保健福祉局・介護保険制度実施推進本部

1. 臨時特例交付金の交付要綱の骨格（案）

交付金総額 7, 850 億円

○交付金は、以下の考え方で各市町村に配分。

1. 第1号保険料の軽減等分 約7, 750 億円

(1) 保険料軽減分の交付金の配分方法

○介護保険法の施行後半年間は第1号保険料を徴収せず、また、その後1年間は第1号保険料を経過的に2分の1に軽減することができるようにするための費用に応じて配分。各市町村には、第1号保険料として徴収する必要がある費用の見込額に応じて配分。

○このほか、人口規模が小さい市町村、離島等市町村、療養型病床群が集中している市町村等について、一定の基準に応じて交付金を配分。

(2) 保険料軽減のシステム開発等

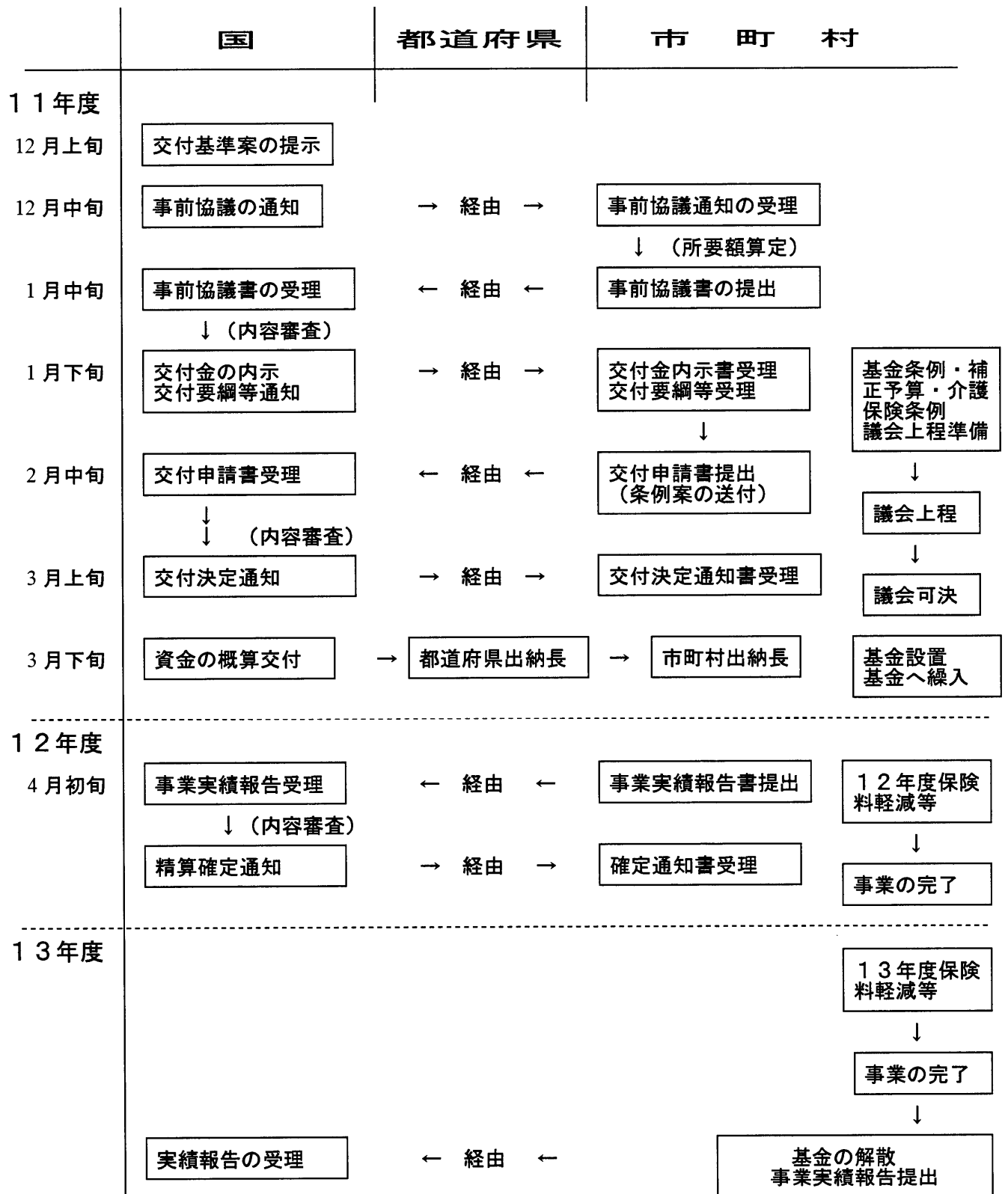
○(1)に係る措置を行うため、保険料賦課・徴収システムの改修等に要する経費に配慮して配分。

2. 施行準備経費等関係 約 100 億円

(1) 広域化支援対策

(2) 広報啓発等の円滑施行のための準備経費

2. 臨時特例交付金関係今後のスケジュール



※ 人口規模が小さい市町村、離島等市町村、療養型病床群が集中している市町村等に対して一定の基準に応じて配分する交付金の交付を受ける市町村については、平成14年度末まで基金を設置することができる。

3. 保険料の算定方法等について（案）

1. 特別対策を踏まえた保険料徴収額

○特別対策を踏まえ、

①介護保険法の施行後半年間は保険料を徴収せず、また、

②その後1年間は経過的に保険料を1/2に軽減する

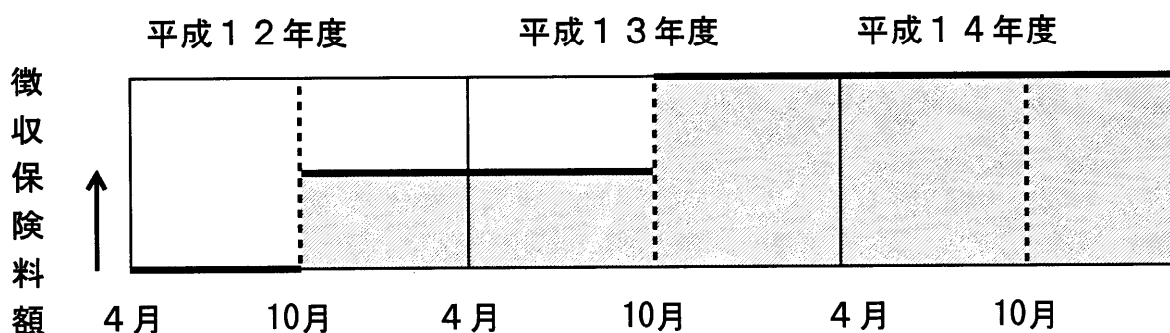
ための保険料の算定方法や徴収方法等の標準的な方法について説明する。

○なお、市町村の判断によりこうした措置を行わないことは法律上は可能であるが、このような措置を行わない市町村については、その措置の態様に
応じ、基本的には、交付金が減額されて交付されることに留意されたい。

（例）法施行後の2年間保険料を1/2軽減した額で徴収する市町村

⇒最初の半年間分は保険料を1/2軽減するのに必要な額のみを交付する（平成13年度後半からの半年間保険料を1/2に軽減するために必要な費用は交付金の対象外）

<徴収する保険料額>



2. 具体的な対応方法の概要

(1) 保険料の設定

○保険料（年間の保険料をいう。以下同じ。）は、年度ごとの所得段階別の額として設定されることとされているところ。

○特別対策を踏まえ、年度ごとの保険料については、

- ①平成12年度は、特別対策がないとした場合の平成12年度から平成14年度に係る保険料（以下「基準保険料」という。）の1/4に、
- ②平成13年度は、基準保険料の3/4に、
- ③平成14年度は、基準保険料と同額に設定することとする。

(2) 徴収方法

- 平成12年度は、基準保険料の1/4とした保険料を年度後半のみ徴収することにより、平成12年度後半は、基準保険料の場合の平均月額額の1/2の額にて徴収することとする。
- 平成13年度は、基準保険料の3/4とした保険料を、年度前半は平成12年度後半と基本的に同一の（基準保険料の場合の平均月額額の1/2の）額にて徴収し、年度後半は平均月額と同額の額にて徴収することとする。

ア) 特別徴収

- ①平成12年度前半の特別徴収の仮徴収は行わない
- ②平成12年度後半からの本徴収以降は、通常どおり行う
- ③平成13年度前半の仮徴収については、平成12年度後半の本徴収額と同額となるので、基本的にはそのままの額により徴収することとして差し支えない

イ) 普通徴収

- ①平成12年度については、納期を平成12年9月30日までの期間は設定しないこととし、10月以降は、通常年度の10月以降の納期を設定する。
- ②平成13年度については、納期は通常年度と同様に設定するが、各納期ごとの徴収額の設定方法を均等に割らず、平成13年9月30日までの納期は半額で済むように設定する。

(3) 月割賦課の算定の特例

- 年度途中で資格得喪となった者等について行う月割賦課については、
 - ①平成12年度前半については、算定対象の月数に含めず、平成12年度後半については、1月を2月分として算定する
 - ②平成13年度前半は1月を2/3月分として、年度後半は1月を4/3月分として、それぞれ月割りにて算定するといった対応を行うこととする。

3. 保険料の設定について

(1) 基本的考え方

○介護保険法上、保険料は、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされており、平成12年2～3月議会において、平成12～14年度の3年分の保険料をまとめて決める必要がある（条例の規定方法の例については、「5. 介護保険条例準則（案）の変更点について（案）」を参照）。

○また、保険料は、基本的には、3年間の総給付費の見込額を踏まえて設定することとし、特例交付金の繰入により、毎年度の保険料を

①平成12年度は、特別対策がないとした場合の平成12年度から平成14年度に係る保険料（以下「基準保険料」という。）の1/4に、

②平成13年度は、基準保険料の3/4に、

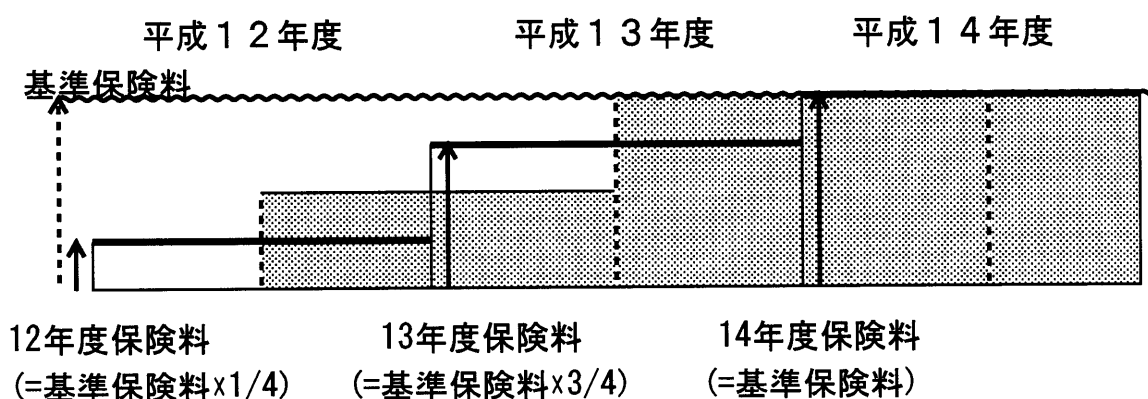
③平成14年度は、基準保険料と同額に

設定することとする。

○なお、各年度ごとの保険料とするので、当該年度の保険料により徴収するのは当該年度の第1号被保険者となることから、保険料算定に用いる第1号被保険者数については、各年度の人数を用いることが必要となる。

<イメージ図>

- ・ 網掛けは、実際に徴収する額
- ・ 太線及び矢印で表示している高さは、年間の保険料額のイメージ



(2) 各年度の保険料の算定方法

- (1)の考え方等を踏まえ、各年度の基準額は以下の算定式により算定することとする。

各年度の保険料（基準額） ＝（事業運営期間の各年度の補正保険料収納必要額（注1） －当該年度の特例交付金の繰入見込額） ÷予定保険料収納率（注2）÷当該年度の補正第1号被保険者数
--

（注1）事業運営期間の各年度に係る保険料収納必要額の平均額を各年度の第1号被保険者数の伸びにより補正した額。補正の考え方等は（3）参照。

（注2）平成12～14年度に係る予定保険料収納率は、過去の国保の収納率の実績を踏まえて設定すること（介護保険法施行規則附則第4条参照）などを鑑みれば、各年度ごとに設定することは現実的でないことから、毎年度同じ収納率を用いるものとする。

（注3）補正第1号被保険者数は、所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第1号被保険者数。

$$\text{補正第1号被保険者数} = \text{第1段階被保険者数} \times 0.5 + \text{第2段階被保険者数} \times 0.75 + \text{第3段階被保険者数} + \text{第4段階被保険者数} \times 1.25 + \text{第5段階被保険者数} \times 1.5$$

(3) 補正保険料収納必要額の考え方

○事業運営期間の各年度に係る保険料収納必要額の平均額を用いて算定したのでは、補正第1号被保険者数が毎年度異なることから、仮に特例交付金の繰入れを行わないとした場合は、通常は高齢者人口は平成12年度から平成14年度にかけて増えるので、保険料が12年度から14年度にかけて低くなることとなる。

○かかる事態を回避するため、保険料収納必要額の平均は当該市町村の補正第1号被保険者数の伸びを勘案して算定する必要がある。

○具体的には以下の算定式を用いることとする。

（なお、所得段階別の被保険者分布の見込については、各年度ごとに異なる割合を見込むことは困難であり、現実的でないことから、（当該年度の補正第1号被保険者数÷事業運営期間の各年度の補正第1号被保険者の平均数）＝（当該年度の第1号被保険者数÷事業運営期間の各年度の第1号被保険者の平均数）という前提で算定することとする）

<p>当該年度の補正保険料収納必要額</p> <p>= 事業運営期間の各年度の保険料収納必要額の平均額</p> <p>× (当該年度の第1号被保険者数</p> <p>÷ 事業運営期間の各年度の第1号被保険者の平均数)</p>
--

(4) 各年度の特例交付金の繰入見込額の算定方法

○平成12年度の交付金繰入見込額は、平成12年度の保険料を基準保険料の1/4に設定できるよう、また、平成13年度の交付金繰入見込額は、平成13年度の保険料を基準保険料の3/4に設定できるよう、以下の算定式により算定するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度の特例交付金の繰入見込額 <p>= 平成12年度の補正保険料収納必要額 × 3/4</p>
<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度の特例交付金の繰入見込額 <p>= 平成13年度の補正保険料収納必要額 × 1/4</p>

<補正保険料収納必要額のイメージ>

※図の網掛け部分が特例交付金繰入額

